1　登録番号　第10338号
2　登録年月日　平成14年６月20日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ジプシーローズ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　南治男
大阪府阪南市和泉鳥取852番地

1　登録番号　第13226号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Impatiens L.
4　登録品種の名称　ティパー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知郡長久手町砂子631番地

1　登録番号　第13229号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Impatiens L.
4　登録品種の名称　ティホップ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知郡長久手町砂子631番地

1　登録番号　第13232号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Impatiens L.
4　登録品種の名称　ティレ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知郡長久手町砂子631番地

1　登録番号　第13233号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Impatiens L.
4　登録品種の名称　ティロー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知郡長久手町砂子631番地

1　登録番号　第13238号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Impatiens L.
4　登録品種の名称　ユペ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　松井識樹　奈良県葛城市今在家194―３

1　登録番号　第13240号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Impatiens L.
4　登録品種の名称　ユド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　松井識樹　奈良県葛城市今在家194―３

1　登録番号　第13266号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　インターリーレン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　京成バラ園芸株式会社　東京都墨田区押上１丁目12番１号

1　登録番号　第13267号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　インターアメリ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　京成バラ園芸株式会社　東京都墨田区押上１丁目12番１号

1　登録番号　第13288号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Lantana L.
4　登録品種の名称　マッキー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　松原肇
群馬県伊勢崎市国定町１丁目277―３

○農林水産省告示第三百六十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十一年六月二十七日に消滅したものとみなされる。

平成二十二年二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　登録番号　第9027号
2　登録年月日　平成13年６月26日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　きたのむらさき
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　学校法人拓殖大学　東京都文京区小日向３丁目４番14号

1　登録番号　第9037号
2　登録年月日　平成13年６月26日
3　農林水産植物の種類
Lycopersicon esculentum Mill.
4　登録品種の名称　KGM972
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　カゴメ株式会社　愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

○農林水産省告示第三百六十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年三月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

表富山県の項中「魚津市農業協同組合」を「高津市農業協同組合　岡市農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県橋本市隅田町霜草字堂ノ浦二三二の一、字堂山四一二の一、四一五の六、四一五の九、四一五の一〇、隅田町山内字小原一七四六の一から一七四六の五まで、一七四六の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市湯西川字フリウギ一九六三の二・一九六三の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

佐野市（次の図に示す部分に限る。）